2　連携支援事業の実施に関する基本的な事項

⑴　連携支援事業の重点取組事項

1⑴の意義に照らし、支援機関は次のような取組を連携して実施し、食品等事業者の支援を図ることが特に重要である。

①　地域発の食ビジネス創出支援

・　地方公共団体を中心とした農林漁業者、食品等事業者、観光事業者、機械メーカーなどを含むプラットフォームの構築と大学等の高等教育機関、金融機関等との連携による商品・サービス開発支援、資金調達支援、後継者育成研修の実施

・　地元食材を活用したビジネスに取り組むスタートアップ企業を対象にした施設共有、専門家派遣及び販路開拓の支援に向けたマッチング支援等の実施

②　共通課題解決型支援

・　一般社団法人等が実施する食品産業の横断的課題解決（サプライチェーン全体での標準化・デジタル化、環境課題への対応等）に向けた情報交換会・技術セミナーや共同の実証・研究の実施

・　食品等事業者による事業承継を円滑に進めるためのネットワークの構築

⑵　連携支援事業の実施期間

連携支援事業は、原則５年以内で取り組むものとする。

第３　安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関するその他重要事項

1　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための重要事項

⑴　人権に関する課題への対応

企業活動のグローバル化によってバリューチェーンが世界中に広がる中で、企業活動による人権侵害リスクの顕在化を受けて、平成23年、国連の人権理事会は「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めた。さらに、世界的にも人権尊重を理由とする法規制の導入等が進む中、日本政府も令和４年９月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、日本企業による人権尊重の取組に対する理解の深化と取組の促進を図っている。特にサプライチェーンのプロセスが多い食品産業における人権尊重の取組は、リスク管理やＥＳＧ投資への対応として重要であることはもちろん、少子高齢化で労働力人口が減少する中で、我が国の食品産業が雇用を確保するためにも重要である。

このため、食品等事業者は「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」（令和５年12月農林水産省作成）等を参考に、人権を保護しながら事業活動を実施するものとする。

⑵　栄養に関する課題への対応

人は食を通じて栄養を摂取することで、エネルギー源にするとともに心身の健康を維持することができるものであり、栄養は食の価値を定量的に評価する重要な評価軸である。世界的に栄養不良の三重負荷（低栄養、微量栄養素欠乏、過栄養が同時に存在すること）が課題となる中、健康で持続的な社会の実現に資する取組の重要性は高まっており、食品産業の企業評価においても、栄養・健康に関する取組を評価する投資家の増加もみられる。

このため、食品等事業者は、より栄養価の高い食品の開発や手頃な価格での供給等に取り組むとともに、マーケティングや広告においても栄養に関心のある消費者の選択に資する情報提供に努めるものとする。また、国は栄養課題に対する国際的な議論が進展している中で、我が国の食品等事業者の栄養課題の解決に向けた取組が世界でも適切に評価される環境をつくるため、積極的かつ戦略的に国際的な議論に参画するとともに、食品等事業者の取組の国内外における情報発信に努めるものとする。

⑶　農林漁業における環境への負荷の低減

法は、食品等事業者が行う環境負荷低減事業活動により環境負荷の低減を促進するものであるが、食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等のサプライチェーン全体を通じた環境負荷の低減を図ることが重要であり、農林漁業者がみどり戦略に基づいた生産過程の環境負荷の低減に取り組むことも必要である。

このため、国は、地方公共団体と連携して、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置を含む環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）を適切に運用するものとする。

⑷　食品等の輸出の促進

世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、我が国の食品等の輸出のポテンシャルは高く、食品等の持続的な供給を図るためにも、今後、食品等の輸出の促進を図り、食品産業を成長させることが重要である。

このため、国は令和７年５月30日に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」で改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく施策の展開及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の適切な運用により、食品等事業者の輸出の促進を図るものとする。

2　基本方針の規定の見直し

国は、第１の１⑵及び第２の１⑵に定める目標の達成状況等を踏まえて、必要に応じて基本方針の規定を見直すものとする。

○農林水産省告示第千四百四十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月八日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年８月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第36681号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成A800号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第74088号	化成肥料	有機入り複合秀峰５号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第74102号	液状肥料	液状複合肥料３－７－５	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第74103号	液状肥料	液状複合肥料７－５－３	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第78624号	液状肥料	クイック１号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第78625号	液状肥料	クイック２号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第81786号	化成肥料	梨有機入りタブレット872号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第81797号	汚泥肥料	長柄肥料	長柄町	千葉県長生郡長柄町大字桜谷712番地
生第85317号	化成肥料	くみあい有機入り化成005	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85319号	化成肥料	くみあい微量要素・有機入り化成特A805号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第85326号	化成肥料	PK55号	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地